

京都市消防局訓令乙第14号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局通信規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第4条第1項中「消防署（消防分署を含む。）においては警防課長」を「消防署においては総務課長を，消防分署においては消防課長」に改める。

附 則

この訓令は，平成30年4月1日から施行する。

（消防局警防部情報指令課）